

韓国における年金制度と最近の動向



生活研究部門 研究員 金 明中

kim@nli-research.co.jp

1—韓国における年金制度

1 | 公的年金制度の全体像と仕組み

韓国における公的年金制度は、社会保険方式の公的年金と公的扶助方式の基礎老齢年金制度で構成されている。社会保険方式の公的年金は一般国民が加入する国民年金と国公立学校の教職員と公務員を対象とする公務員年金、私立学校の教職員が加入する私立学校教職員年金、軍人が加入する軍人年金、郵便局職員を対象とする別定郵便局職員年金という特殊職年金制度に区分することができる(図表-1)。

[図表-1] 4大公的年金制度の概要

区分	導入年度	保険料	受給資格期間	所得代替率	加入者数(千人)	受給者数(千人)	基金管理
国民年金	1988	9% 職場:労使折半、地域:全額本人負担(農漁村地域は政府補助金あり)	20年	2008年50%(40年)→2028年40%	18,335	2534(13.8)	国民年金管理公団
公務員年金	1960	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	76%(33年)	1,030	279(27.2)	公務員年金管理公団
私立学校教職員年金	1975	教員:12.6%(個人6.3%、法人3.705%、国2.595%)、職員:12.6%(個人6.3%、法人6.3%)	20年	76%(33年)	257	31.3(12.2)	私立学校教職員年金管理公団
軍人年金	1963	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	50%(20年)、76%(33年)	167	67(0.40)	国防部長官

(注1) 国民年金や公務員年金、私立学校教職員年金の加入者や受給者数基準:2008年末

(注2) 軍人年金加入者や受給者数基準:2006年末

(注3) 私立学校教職員年金の保険料率基準:2010年度

(資料) 国民年金管理公団(2010)『国民年金統計年報2009』、保険未来フォーラム(2010)『年金の進化と未来』から作成

社会保険方式の公的年金のうち、最初に導入されたのは、公務員年金（1961年）で、その後1963年に軍人年金が公務員年金から分離され実施された。1975年に導入された私立学校教員年金は、1978年にはその適用対象を私立学校の事務職員まで拡大し、その名称を私立学校教職員年金に変更した。1992年には、別定郵便局職員年金制度が実施され、1988年にはついに一般国民を対象とする国民年金制度が導入された。国民年金は、その後その適用対象者を拡大し続け、1999年4月から一部の適用除外者であったものの、国民皆年金制度が実施されることになった。また、2008年からは高齢者の基本的な所得を保障する目的で公的扶助方式の基礎年金制度が導入・実施されている。

2 | 特殊職年金

以下では一般的に特殊職年金と言われている公務員年金、私立学校教職員年金、軍人年金、別定郵便局職員年金制度の概要について簡単に説明を行う。

① 公務員年金

1960年に最初に導入された公務員年金は、長期勤務に対する褒賞や職務に対するインセンティブ的性格が強かった。

導入当時2.3%であった加入者の保険料率は、1969年には3.5%、1970年には5.5%、1996年には6.5%、1999年には7.5%そして2001年には8.5%（国の負担分8.5%を合わせると17%）まで段階的に引き上げられた。一般的に給付は加入者の保険料（保険料率8.5%）や国の負担分（保険料率8.5%）で賄われるが、不足分が発生した場合には国あるいは地方自治体の補助金で補う。

20年以上加入した公務員には、退職年金^(注1)、退職年金一時金、退職年金共済一時金、遺族年金、障がい年金などが受けられる資格が与えられる。

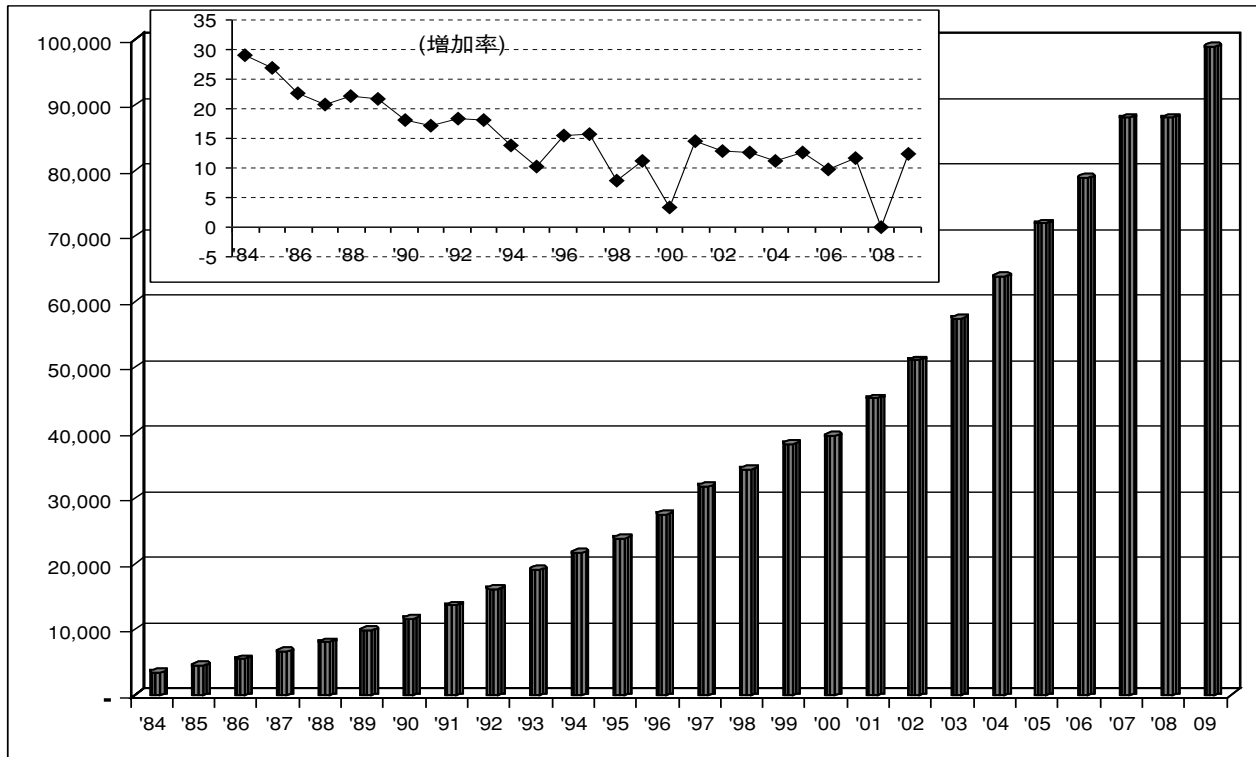
公務員年金は国民年金に比べて給付算定方式が異なるなど恩恵が多いという世論の指摘があり、2009年12月には公務員年金改正案が国会を通過することになった。改正の主な内容は①年金給付の算定基準が報酬月額から基準所得月額^(注2)に変更されたこと、②年金給付の算定基準期間が退職直前の3年間の平均額から全在職期間の平均額に変わったこと、③年金の支給開始年齢が現在の60歳から65歳まで段階的に引き上げられることになったこと等が挙げられる。

すなわち、2010年1月から実施された公務員年金制度は保険料の引き上げや給付額の引き下げによる財政安全化を図った措置であるといえるだろう。

② 私立学校教職員年金

私立学校教職員年金は、1975年に教員を対象に導入され、1978年には事務職員に、1984年には研究機関の教授などにも拡大・適用された。保険料率は、教員と職員ともに12.6%であるが、教員の場合は、個人6.3%、法人3.705%、国2.595%の割合で、職員の場合は個人6.3%、法人6.3%の割合で保険料を負担している。

[図表-2] 私立学校教職員年金積立金の推移



(資料) 私立学校教職員年金公団「2009年統計年報」ホームページ

公的年金制度の加入対象は、18歳から60歳未満の全国民で、2008年末現在の加入者数は1,962万人(就業者の83.3%)であり、受給者数は243.1万人である。

私立学校教職員年金は制度の施行が遅れたのが理由で、まだ積立金が継続的に増加しているものの、給付支出が毎年増加し、さらに今後も急増することが予想される。積立金の増加率も毎年減少しており、今後高齢化の進行やベビーブーム世代の退職を迎え財政安定化対策が要求されている(図表-2)。

③ 軍人年金

1963年公務員年金法から独立してスタートした軍人年金は、早い時期に退職し、長期間年金を受給する受給者が多いことや給付支給方式の寛大さ(注3)から、すでに1973年には支出が収入を上回り、当期収支の赤字が発生するなど早い時期から財政状況が悪化した。軍人年金の2006年末現在の積立金は3,390億ウォンで、これは同年の年間給付支出総額が1兆6,743ウォンであることを考えると積立金だけでは2.4ヶ月分の給付しか支給できないという計算になる。

政府は年金財政の安定化を図るために導入当時7%であった保険料率を、現在は17%(個人が8.5%、国が8.5%を負担)まで引き上げたが、財政収支はなかなか改善されず、更なる対策が必要な状態である。

④ 別定郵便局職員年金制度

別定郵便局法の改正によって1982年に別定郵便局法退職給与制度として実施された別定郵便局職

員年金制度は1992年から年金制度として拡大・実施されることになった。別定郵便局年金管理団は、保険料徴収や給付支給関連業務を担当している。2009年現在の加入者数は4,148人、受給者数は1,035人、保険料率は8.5%である。

3 | 国民年金制度

①国民年金制度の歴史

韓国は1960年代に持続的な経済開発計画の実施によって飛躍的な経済成長を遂げた。経済成長とともに都市への人口集中現象と核家族化が急速に進み、今まで家族に任されていた社会保障政策に対する国の責任が大きくなった。特に、高齢者に対する所得保障政策の重要度が認識されるなかで、1973年国民の生活向上と福祉増進を目標に「国民年金福祉法」が制定・公表され、1974年1月から国民年金制度を施行する予定であったものの、1973年に起きたオイルショックによって制度の施行は無期限延期されることになった。

それ以降いくつかの議論を経て1981年の下半期からの国民年金の導入が計画されたものの、1979年10月の朴正熙^(注4)大統領の暗殺事件、1980年の光州民主化運動が続いて起きることによって、公的年金制度の導入は暫くの間、皆の記憶から消えてしまうことになる。

公的年金の導入に対して再び政府が動き始めたのは1984年ごろである。政府は1984年8月に「国民福祉年金実施準備委員会」を立ち上げ、1986年6月には「国民年金実施準備のための関連者会議」を開き国民年金制度の導入を具体的に論じ始めた。その後も国民年金の導入に対して財政的な問題などを理由に反対の動きがあったものの、公的年金の導入を主張する研究者などの努力によって1986年8月11日、当時の全斗煥^(注5)大統領は「全国民を対象とする医療保険制度の実施」、「最低賃金の導入」とともに「国民年金の導入」を発表することになり、ついに1988年から国民年金制度が施行された。

導入当時には10人以上の事業所の正規労働者を対象として施行された国民年金制度は、それ以降、適用範囲を拡大し1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民および農漁村地域自営業者へ、

[図表-3] 国民年金制度の沿革

1973.12.24	国民福祉年金法制定
1986.12.31	国民年金法公布（旧法廃止）
1987.9.18	国民年金管理公団設立
1988.1.1	常用労働者10人以上の事業所に対して国民年金制度を実施
1992.1.1	常用労働者5～9人の事業所に対して適用拡大
1993.1.1	年金保険料率の引き上げ(6%)、特例老齢年金の支給開始
1995.7.1	農漁村地域に国民年金制度の適用範囲を拡大
1998.1.1	年金保険料率の引き上げ(9%)
1999.4.1	都市地域居住者などに対して適用範囲を拡大
2003.7.1	常用労働者1人以上の事業所まで適用範囲を拡大
2008.1.1	完全老齢年金給付の支給を開始

1999年4月には都市地域自営業者へ、2003年7月には5人未満の事業所の雇用者に拡大・適用することになった（図表-3）。

年金の基本構造は報酬比例年金のみの1階建てで、財政方式は賦課方式（厳密にいうと修正賦課方式）により運営されている。

保険料率は、制度への加入を促進するために1988年から5年間3%に抑制されていたものの、1993年には6%に、1998年には9%まで引き上げられた。保険料の労使折半は1999年4月以降から定着している。

一方、地域の場合には保険料の負担による年金制度への未加入を回避する目的で保険料の引き上げ時期を雇用者より延ばして適用した。たとえば、農漁村地域の場合は2000年から6%に、都市地域の場合は、2000年7月に4%に引き上げた後、1年に1%ポイントずつ引き上げ2005年7月から9%の保険料率が適用されている。

②国民年金制度の現況

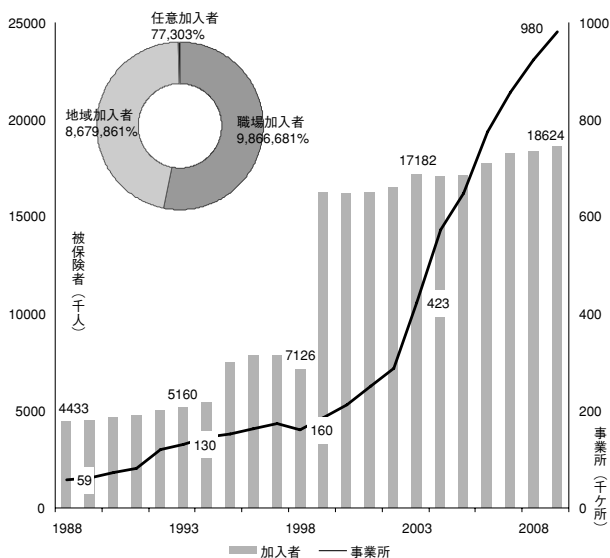
加入者と受給者の動向

導入してから23年目を迎えている国民年金の加入者数は、2009年現在1,862万人まで増加した（図表-4）。このうち、事業所加入者数は987万人で全加入者の52.98%を、地域加入者数は870万人で46.61%を占めている。男女別には男性が1,141万人（61.3%）で女性721万人（38.7%）を大きく上回った。

ここで一つ注目すべきことは韓国における国民年金の加入者は女性より男性が圧倒的に多いことである。これを日本のデータと比べてみると一目瞭然である。

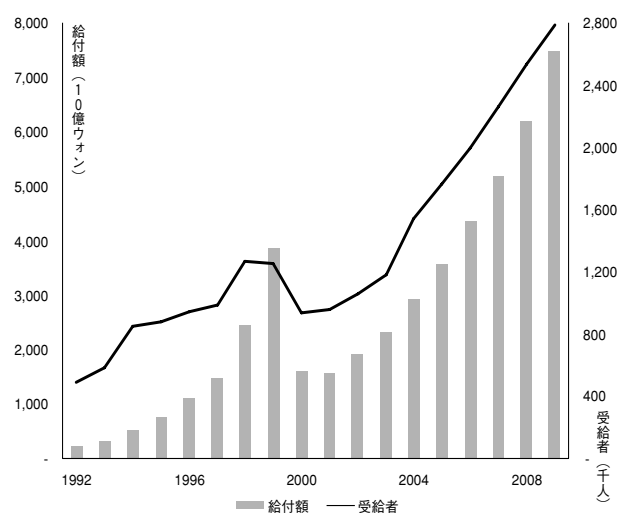
日本の全加入者に占める男性の割合は51.2%（2007年）で、女性の49.8%とそれほど大きな差を見せていない。ではなぜ韓国は日本に比べて男性の割合が高いのか。それは韓国では日本のように「第3号被保険者制度」が実施されていないことが大きな理由ではないかと思われる。すなわち、日本の場合も女性第3号被保険者1,053万人（2007年）を加入者から除外すると、全加入者に占める女性の割合は33.8%まで低下する。

【図表-4】 加入者の推移と現況（2009年度）



(資料) 国民年金管理公団 (2010) 『国民年金統計年報』から作成

【図表-5】 国民年金における給付額や受給者の動向



一方、年金の受給者は1998年から増えはじめ、2009年12月には278.7万人まで増加した（図表－5）。これは受給者1人当たり加入者6.68人という結果であり、まだ年金が給付面において成熟していないことが分かる（注6）。

年金の保険料を20年間納めたときに受給する完全老齢年金の平均給付額は75万ウォン程度である。これは、最低生計費の90%（2009年、2人世帯、83.6万ウォン）に相当する金額なので、完全老齢年金さえ受給すれば、豊かな生活はできなくても、ナショナルミニマムに近い生活はできるといえるだろう。しかしながら2009年末現在、完全老齢年金を受給している受給者数は33,005人で全受給者の0.18%に過ぎない。すなわち、まだ多くの高齢者が貧困というリスクに直面している可能性が高いのが現実である。

図表－5を見ると、1998年と1999年に給付金額と受給者数が増加し、その後減少していることが分かる。このように一時的に給付金や受給者数が増加した理由としては1997年末に韓国を揺さぶったアジア通貨危機が挙げられる。

すなわち、通貨危機の影響で企業が倒産、失業者が増加し、経済的に大変な状況におかれた加入者に対して一時的に返還一時金が支給されたのが大きな理由である。もう一つの理由としては国民年金制度に10年間加入した加入者が受給権を獲得し、給付を受け始めたことが挙げられる。

農漁業従事者に対する補助金支援

国民年金公団は、国民年金制度が農漁村地域に拡大・施行された95年から農漁業に従事している加入者に年金保険料の一部を国庫で補助する制度を導入し、現在まで実施している。

2010年現在の国庫補助対象者1人当たり1ヶ月の支給額は基準所得月額790,000ウォン（保険料71,100ウォン）以下の場合、本人保険料の50%に当たる金額が支援された。また、基準所得月額が791,000ウォン以上の場合には基準所得月額790,000ウォンの保険料50%に当たる金額（35,550ウォン）が定額で補助金として支給される（図表－6）。

〔図表－6〕 農漁業従事者に対する年金保険料の国庫補助金支援額

基準所得月額 (万ウォン)	23	24	25	26	27	29	31
支援額 (ウォン)	10,350	10,800	11,250	11,700	12,150	13,050	13,950
基準所得月額 (万ウォン)	34	37	40	44	48	52	79～
支援額 (ウォン)	15,300	16,650	18,000	19,800	21,600	23,400	35,550

（資料）国民年金管理公団ホームページから作成

保険料率の引き上げはいつ？

2003年ごろには今後さらに進むことが予想される少子高齢化や労働力人口の減少による年金財政の悪化に対応するために保険料率の引き上げが提案された。すなわち、9%に固定されている保険料率を2010年から5年ごとに1.3%ポイントずつ引き上げ、2030年以降は15.9%を維持するというのがその主要内容である。しかしながら政権交代によるビジネスフレンドリー政策や最近の景気低迷などによって保険料の引き上げは無期限延期された。

所得代替率は十分な機能をしているのか

導入当時70%であった所得代替率^(注7)は、1998年の年金改正によって60%に引き下げられた。さらに政府は年金財政の枯渇などを理由に2004年から2007年までの所得代替率は55%に、2008年以降は50%に、2028年までには40%までに引き下げる方針である(図表-7)。

しかしながら、このような所得代替率はあくまでも定まった期間の間(40年)、保険料を納め続けた被保険者を基準として設計されており、実際多くの被保険者がもらえる所得代替率はそれほど高くないと考えられる。

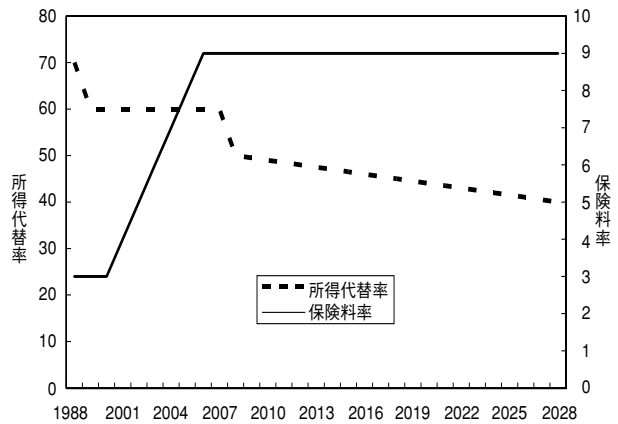
国民年金公団の調査結果によると、昨年(2009年)の12月を基準として国民年金の受給者214万9,168人に支給された給付額の所得代替率は12~25%にとどまっていた。すなわち、加入期間が10年未満の受給者は全受給者の66.4%に当たる142万7,621人で、平均給付額は15万6,630ウォン(所得代替率12.8%)であった。このように所得代替率が政府の発表とは異なって低い理由としては、国民年金が導入されてからまだ22年しか経っていないことや、所得代替率が40年を基準として設定されていることなどが挙げられる。

地域加入者の低い納付率

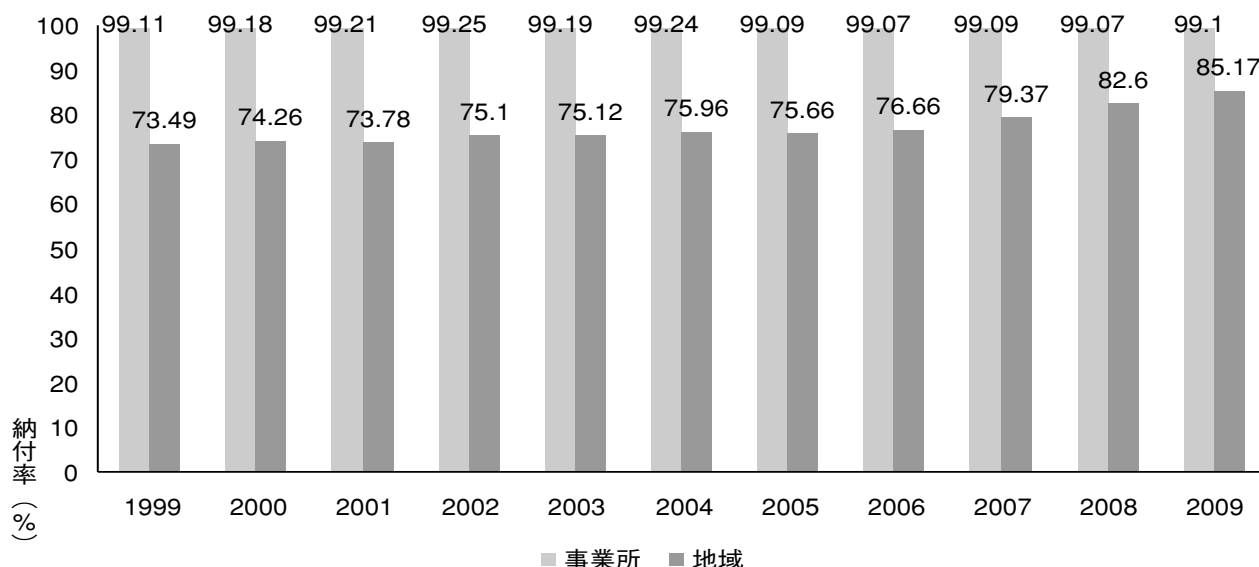
国民年金の保険料納付率は事業所加入者が100%近く納付していることに比べて、地域加入者の納付率は事業所加入者のそれに及んでいない。図表-8は事業所と地域加入者における保険料納付率の推移を示しており、地域加入者の保険料納付率が継続的に上昇していることが確認できる。図表-8の結果だけを見ると韓国政府が納付率を引き上げるための何らかの対策をとってそれが成功したように見えるものの、実際韓国政府は十分な対策を実施していない。では、なぜ納付率は改善されたのか。それは、未納者の多くが納付例外者などとして指定されたからである。図表-9を見ると、地域加入者に占める納付例外者の割合が2002年以降継続的に上昇していることが分かる。

地域加入者の納付率が低い理由としては自営業者の所得把握が難しいことや保険料に対する負担感の高さが挙げられる。自営業者の所得把握問題は1999年国民皆年金導入当時、既存の事業所加入者の平均申告所得が147万ウォンであったのに比べて、都市地域の新規加入者は87万ウォン(事業所加入者の57%水準)に過ぎず、保険料負担に対する不公平の問題が明らかになった。そこで、政府は自営業者などの地域加入者の所得を正確に把握し労働者との社会保険料及び租税の不公平問題を迅速に解決する目的で社会保障審議委員会の議決によって国務調整室、福祉部、財政経済部、国税庁、企画予算委員会など関連する8つの中央部署と市民・労働団体などが参与する「自営業者所得把握委員会」を新設したが、さしたる成果を得ていない状況である。

[図表-7] 国民年金の保険料率と所得代替率の今後の動向

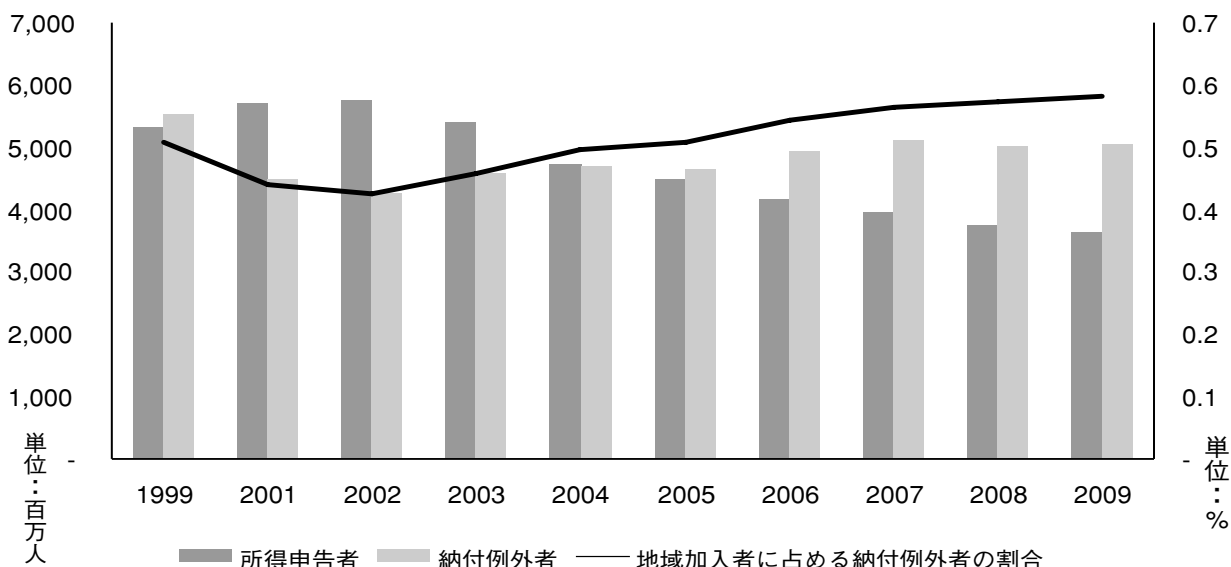


[図表-8] 事業所や地域における保険料納付率の推移



(資料) 国民年金管理公団 (2010) 『国民年金統計年報2009』 から作成

[図表-9] 地域加入者における所得申告者や納付例外者の推移 (一般労働者)



(資料) 国民年金管理公団 (2010) 『国民年金統計年報2009』 から作成

また、地域加入者の多くは保険料納付に対して負担を感じている可能性が高い。すなわち、地域加入者の相当部分を占める自営業者の場合、一人あるいは家族を中心に経営をしている相対的に零細的な企業が多く、将来に対する準備より現在の生活が優先的に選択される場合が多い。

ベビーブーム世代の退職

韓国におけるベビーブーム世代は1955年から1963年の間に生まれた世帯で、その数はおおよそ700万人に達する。日本やアメリカなど他の国が第2次世界戦争を終えてからすぐベビーブーム世代が出現したことに比べて、韓国は朝鮮戦争の影響で10年ぐらい遅れてベビーブーム世代の出現を迎えることになる。

最近になってベビーブーム世代が再び注目され始めたのは、平均定年が55歳前後である韓国におい

て、ベビーブーム世代が労働市場から退職し始めたからである。ベビーブーム世代の大量退職は、労働市場のみならず、社会保険、特に年金制度の財政に大きな影響を与えることが予想される。ベビーブーム世代の多くは1988年から施行された国民年金制度に20年以上加入した人々が多く、比較的積立金が多かった国民年金の財政は大きな影響を受けることが確かである。

もちろん、出生率が改善され労働市場に参加する若者が増えれば年金財政が枯渇する期間が少しは延びる可能性があるが、出生率は改善されず2009年度には1.15まで低下した。

2—私的年金制度

1 | 個人年金制

韓国における個人年金は1994年6月に税制適格個人年金貯蓄という名前で導入され、2001年には年金貯蓄という名称に変更された。個人年金の世帯別加入率は、1996年の39.2%を頂点に下がりはじめ、2001年には25.6%まで低下した。すなわち、韓国における老後所得に対する私的保障は、とても脆弱な状況である^(注8)。所得代替率を分析したある研究結果では、韓国における労働者の年金所得の実質所得代替率は公的・私的年金を合わせても55%水準で、世界銀行などの国際機構で勧告する60~70%の水準に及ばず、年金所得の老後所得保障機能を再検討する必要があると主張した^(注9)。特に、私的年金の実質所得代替率は20%（個人年金7.5%、退職年金12.5%）に過ぎず、個人年金による老後所得保障機能がより強化されることが要求されている。

2 | 退職年金制

1961年に導入された既存の退職金制度は、企業が倒産した際に退職金がもらえないリスクがあること、被用者の転職と退職金中間精算制度によって退職金が被用者の老後生活保障に活用されていないこと、零細企業には退職金制度が実施されていないこと、一時金の支給によって企業側の負担が増加することなどの問題点を抱えており、制度の改善が要求されてきた。このような問題点を解決するために2004年12月「勤労者退職給付保障法」が国会を通過し2005年12月から退職年金制が施行された。

退職年金制の実施を希望する企業は、雇用者数半分以上で構成されている労働組合の同意を得て、既存の退職金制度を退職年金制に切替えることができる。退職年金制は給付方式を確定拠出型（DC）と確定給付型（DB）の中で一つ選択することになっており、実施する企業に対しては税制上の優遇措置が適用される。

2009年5月現在退職年金を導入している事業所数は、従業員数5人以上事業所の10.84%に当たる56,219事業所（1,276,226人が加入）で、雇用者は確定拠出型（DC）より確定給付型（DB）をより選好していた。

3—最近の主な改革

1 | 基礎老齢年金制度の実施

上記で説明したように、国民皆年金が実施されているにも係らず、高齢者の多くが年金を受給して

いないあるいは年金を受給していても給付額が少ない。すなわち、韓国の国民年金制度はまだ受給面において十分に成熟していないのが現実である。従って、韓国政府は国民年金や特殊職年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしていても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するために2008年から「基礎老齢年金」という公的扶助の性格を持つ補完年金制度を導入・実施している。この制度は、65歳以上の全高齢者のうち、所得と財産が少ない70%の高齢者に定額の給付を支給する制度で、2008年1月からは70歳以上の高齢者に、さらに、2008年7月からは65歳以上の高齢者に段階的に拡大・実施されている。

基礎老齢年金の給付は所得認定額によって決められる。所得認定額とは、高齢者世帯の月所得に財産の価値を年利5%で計算した金額を合算した金額である。すなわち、高齢者一人世帯の場合所得認定額が70万ウォン以下、高齢者夫婦の場合には所得認定額が112万ウォン以下（2010年1月から適用）である場合に基礎老齢年金が受給できる。

※所得認定額 = 月所得評価額 + 財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額*

* 財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額 = { (財産 - 基礎控除額) + (金融資産 - 金融控除額) - 負債 } × 所得換算率 (5%) ÷ 12ヶ月

基礎年金の給付額は、国民年金加入者が年金を受給する以前の3年間の平均所得月額5%水準である。2010年4月1日から2011年3月31日までの間には受給者が一人である場合には1ヶ月当たり最大90,000ウォン、夫婦2人である場合には最大144,000ウォンが支給される。

基礎老齢年金の財源は、現在国と地方自治体が共同で負担しており、国は地方自治体の高齢化率と財政状況を参考に40%~90%まで差等支給する。

基礎老齢年金が高齢者の所得水準を改善するのにおいて少しは貢献した事実は認めざるを得ないものの、基礎老齢年金の支給によってすべての高齢者のナショナルミニマムが保障されるとはいえない状況である。いまにもたくさんの高齢者が貧困の状態に置かれており、救いの手を待っているかも知れない。

将来の財源確保や管理運営の問題など解決すべき点はまだ残されているのが事実である。

※敬老年金制度（2007年12月末に廃止）

基礎老齢年金制度を施行する以前には敬老年金制度という制度が実施されていた。敬老年金制度は、1998年国民皆年金の施行を迎えて年齢上の理由によって年金に加入することができなかった低所得高齢者の所得保障を目的に1998年7月1日老人福祉法を改正し、施行した。

同制度は、1991年から70歳以上の生活保護対象高齢者に支給してきた老齢手当を65歳以上まで拡大しており、公的扶助によって給付が行われているものの、高齢者を対象としている面からは公的年金の補完的な性格を持っているといえるだろう。

敬老年金の受給対象は1933年7月1日以前に生まれた65歳以上の基礎生活保障受給者と敬老年金制度導入日である1998年7月1日を基準として65歳以上の生活保護受給予備軍である。給付額は以前には一人当たり月最低1万5千ウォンから最大5万ウォンの間が支給されたものが2007年からは最低支給額が月3万5千ウォンに引き上げられた。

国民基礎生活保障受給者を含む敬老年金の全受給者数は1998年の551,103人から2003年には619,592人でピークに達した以降減り始め、2007年には610,447人まで減少した。

※敬老受給者の推移

単位：人

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
国民基礎 生活保障受給者	264,199	288,303	327,928	334,175	333,526	346,113	360,360	378,149	387,286	403,681
生活保護 受給予備軍	286,904	286,397	259,756	230,856	282,817	273,479	258,171	241,236	225,470	206,766
合計	551,103	574,700	587,684	565,031	616,343	619,592	618,531	619,385	612,756	610,447
対高齢者割合	18.0%	17.8%	17.3%	15.8%	16.3%	15.6%	14.8%	14.2%	13.4%	12.7%

2 | 公的年金連携制度の実施

韓国政府は、高齢者の年金受給権や老後の所得を保証する目的で2008年から公的年金連携制度を実施している。

既存の年金制度では、被保険者が受給資格期間^(注10) 20年を満たさず、転職などの理由によって既存の年金制度から脱退、移動した場合、他の年金制度に加入しても年金の受給資格期間を満たさなかったという理由で各制度から一時金だけが支給され、加入者の年金権や所得が十分に保障されていないという問題点が指摘された。しかしながら、公的年金連携制度の実施によって被保険者は受給資格期間20年を満たさなくても、加入していたすべての年金制度の加入期間を合算してそれが20年以上になった場合には正常の老齢年金がもらえる仕組みに変わった。

3 | 社会保険徴収業務の統合^(注11)

韓国では雇用保険制度が導入された1995年から社会保険制度の統合の話が出始めたが、いまだに十分な成果があったとは言えない。これに対して韓国政府は社会保険統合の早期実現のためにより現実的で実現性が高い4大社会^(注12) 保険料の徴収業務だけを健康保険公団に統合する方案を提案し、政労使の合意を得ることに成功した。2009年度には社会保険徴収業務と関連する六つの法律の改正作業が進み、2010年に1年間の準備期間を経て（2010年7月から6ヶ月間のモデル事業を実施中）、2011年から施行する計画である。

4大社会保険の徴収業務の統合によって①被保険者の保険料納付の簡素化、②事業主の事務簡素化とそれによる費用の節減、③各社会保険公団の運営費節減と余剰人材の活用による社会保険サービスの改善、④徴収費用の節減という効果が発生することが期待されている。

4—結論

2008年における韓国人の平均余命（男性76.54歳、女性83.29歳）は、80.08歳で国民年金が導入された1988年の70.03歳（男性66.31歳、女性74.57歳）に比べると10.05歳も上昇した。しかしながら1997年のアジア通貨危機や最近の経済のグローバル化などの影響などで50歳前後に非自発的に会社を辞めることが多く、高年齢者は20年～25年という老後に対する公的あるいは私的な準備が必要である。1988年

に導入された、国民年金制度は満額の年金を受給するためには40年という加入期間が必要であり、2028年になってからはじめて、国が約束した所得代替率によって満額の給付が受けられる。しかしながら所得代替率は国民制度が導入された以降、継続的に引き下げられ、満額を受給しても将来年金給付だけで健康で文化的な生活が保障できるとは言い切れない状況である。

また、公的所得保障制度が十分ではなかった時代には子女からの経済的支援によって生活することが一般的だったが、出生率が低下し核家族化が進んだ現在においては子女からの経済的支援を期待することもなかなか難しくなったのが現実である。

特に、国民年金が給付面で成熟の段階に入る2028年以前に退職を迎えるベビーブーム世代の老後所得を国としてどのように保証すべきであるのかについて十分な検討が行われるべきである。

また、ベビーブーム世代の退職や少子高齢化の進行によって急速に増えることが予想される給付額をどのように確保し、将来の年金財政安定化をどのように構築すべきかを検討することも重要である。すでに国民年金制度は1998年と2007年に財政安定化のための年金法の改正を行った経緯がある。すなわち、1998年の改正では所得代替率が既存の70%から60%に調整され、年金の受給開始年齢も60歳から段階的に65歳まで引き上げることが決まった。2007年改正では、所得代替率を追加的に調整し長期的に2028年には40%まで引き下げるようになった。それにも係らず、2008年の財政計算によると国民年金の積立金は2060年に枯渇することが予想されている。

日本より40年以上遅れて導入された韓国の国民年金制度でも、日本がすでに経験した問題点が少しずつ現れており、日本が実施した改革が行われている。財政再計算による保険料率の引き上げや所得代替率の引き下げなどがそのいい例である。さらに、日本を上回る少子高齢化の速さはより迅速な年金制度の改革を要求しており、その過程でまだ日本が実施していない新しい政策が出る可能性もある。

今後ベビーブーム世代の退職や少子高齢化の進行に対して韓国政府がどのように年金制度を改革するのか注目されるところである。

(注1) 老齢年金に相当する

(注2) “基準所得月額”とは、保険料及び給付算定の基準になるもので一定期間在職して得た所得から非課税所得を除外した金額の年間支給額の合計を月に計算したものである。

(注3) 年金給付の算定基準が退職直前の3年間の平均報酬月額になっている。

(注4) 韓国の第5～9代大統領

(注5) 韓国の第11代大統領

(注6) 日本における2006年の公的年金受給者数は5,266万人で、加入者数は7,038万人であり、受給者1人当たり加入者は1.34人である。

(注7) 平均標準報酬に対するモデル年金額の割合

(注8) 保険未来フォーラム(2010)『年金の進化と未来』

(注9) リュウゴンシキ(2009)『私的年金の老後所得保障機能の再考案』保険研究院研究報告書

(注10) 加入者が国民年金や特殊職年金からの給付をいただくために必要な期間

(注11) ソルジョンゴン(2010)「4大社会保険の徴収統合推進現況と今後の計画」『保健福祉フォーラム』を参照して作成

(注12) 健康保険、年金、雇用保険、労災保険